

原子力規制委員会行政文書管理規則の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改 正 案					現 行						
(集中管理の推進) 第 17 条 <u>原子力規制委員会における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。</u>					(集中管理の推進) 第 17 条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成 25 年度までに、原子力規制委員会における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u>						
別表第 1 行政文書の保存期間基準					別表第 1 行政文書の保存期間基準						
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）		保存期間	具体例	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）		保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	30年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	30年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言

			③ (略)		(略)			③ (略)		(略)	
		(2) ~ (7)	(略)		(略)			(2) ~ (7)	(略)	(略)	
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
3	政令の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1) 立案の 検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 	(略)	(1) 立案の 検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審 議会等文書 (一の項イ)		②立案の検討に関する審 議会等文書 (一の項イ)				<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 		
		③ (略)	③ (略)		(略)						
(2) ~ (7)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) ~ (7)	(略)	(略)	(略)	
4	省令そ の他の 規則の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1) 立案の 検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言 	(略)	(1) 立案の 検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審 議会等文書 (一の項イ)		②立案の検討に関する審 議会等文書 (一の項 イ)				<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言 		
		③ (略)	③ (略)		(略)						
(2) ~ (5)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) ~ (5)	(略)	(略)	(略)	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議 (これらに準ずるものを含む。) の決						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議 (これらに準ずるものを含む。) の					

決定又は了解及びその経緯						決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)～(3)	(略)	30年	(略)	5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)～(3)	(略)	30年	(略)
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5	①(略)		(略)			(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5	①(略)		(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言				②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③～⑤(略)		(略)				③～⑤(略)		(略)

		の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)						の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)			
6	関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③(略) ④会議の検討のための資料として提出された文書(六の項口)及び会議(国務大臣を構成員とする会議に限る。)の議事が記録された文書 ⑤(略)	10年	(略) ・配付資料 ・議事の記録	6	関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③(略) ④会議の検討のための資料として提出された文書(六の項口) ⑤(略)	10年	(略) ・配付資料 <u>(新設)</u>

複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯											
7	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略)	10年	(略)	7	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略)	10年	(略)	7	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略)	10年	(略)
			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議に議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項口)		・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料				④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議に議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項口)		・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料						
8	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	10年	(略)	8	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	10年	(略)	8	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	10年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言				②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言						
9	地方公	基準の設	③～⑤ (略)	10年	(略)	9	地方公	基準の設	③～⑤ (略)	10年	(略)	9	地方公	基準の設	③～⑤ (略)	10年	(略)
			① (略)		① (略)				① (略)								

	共団体 に対し て示す 基準の 設定及 びその 経緯	定に関す る立案の 検討その 他の重要 な経緯	②立案の検討に関する審 議会等文書（九の項イ） ③～⑤（略）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 (略)		共団体 に対し て示す 基準の 設定及 びその 経緯	定に関す る立案の 検討その 他の重要 な経緯	②立案の検討に関する審 議会等文書（九の項イ） ③～⑤（略）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 (略)
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
10	個人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1)行政手 続法(平 成5年 法律第 88号) 第2条 第8号 口の審 査基準、 同号ハ の処分 基準、同 号二の 行政指	①立案の検討に関する審 議会等文書（十の項） ②～⑤（略）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 (略)	10	個人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1)行政手 続法(平 成5年 法律第 88号) 第2条 第8号 口の審 査基準、 同号ハ の処分 基準、同 号二の 行政指	①立案の検討に関する 審議会等文書（十の項） ②～⑤（略）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 (略)

		導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯						導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯			
		(2)～(4)	(略)	(略)	(略)			(2)～(4)	(略)	(略)	(略)
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①(略)	裁決、	(略)			(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①(略)	裁決、	(略)
			②審議会等文書(十四の項口)	決定その他の処分がされる	・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見				②審議会等文書(十四の項口)	決定その他の処分がされる	・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・答申、建議、意見
			③～④(略)	日に係る特定日以後10年	(略)				③～④(略)	日に係る特定日以後10年	(略)

		(6)	(略)	(略)	(略)			(6)	(略)	(略)	(略)
11	法人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1) 行政手 続法第 2条第 8号口 の審査 基準、 同号ハ の処分 基準、 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要	①立案の検討に関する審 議会等文書（十の項） ②～⑤（略）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 (略)	11	法人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1) 行政手 続法第 2条第 8号口 の審査 基準、 同号ハ の処分 基準、 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要	①立案の検討に関する 審議会等文書（十の項） ②～⑤（略）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 (略)

		な経緯											
		(2)～(4)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略) ② 審議会等文書（十四の項口） ③～④ (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略)	・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	(略)	(略)	(略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略)	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	(略)
		(6)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項													
12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項													
13	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申 ・ 中間報告、最終報告、建議、提言	(略)	(略)	(略)	(略)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申 ・ 中間報告、最終報告、建議、提言	(略)	(略)
		(3) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申 ・ 中間報告、最終報告、建議、提言	(略)	(略)	(略)	(略)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申 ・ 中間報告、最終報告、建議、提言	(略)	(略)

		項から 12の 項まで に掲げ るもの を除 く。)	②～⑤ (略)		(略)			項から 12の 項まで に掲げ るもの を除 く。)	②～⑤ (略)		(略)
		(2)	(略)	(略)	(略)			(1)	(略)	(略)	(略)
14・15 (略)						14・15 (略)					
16	独立行 政法人 等に関 する事 項	(1) 独立行 政法人 通則法 (平成 11年 法律第 103 号)そ の他の 法律の 規定に よる中 期目標 の制定	① (略) ②評価委員会に検討のた めの資料として提出され た文書、評価委員会にお ける議事が記録された文 書及び評価委員会の決定 又は了解に至る過程が記 録された文書(二十四の 項口)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・意見	16	独立行 政法人 等に関 する事 項	(1) 独立行 政法人 通則法 (平成 11年 法律第 103 号)そ の他の 法律の 規定に よる中 期目標 の制定	① (略) ②評価委員会に検討のた めの資料として提出され た文書、評価委員会にお ける議事が記録された文 書及び評価委員会の決定 又は了解に至る過程が記 録された文書(二十四の 項口)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・意見
		法律の 規定に よる中 期目標 の制定	③・④ (略)		(略)			法律の 規定に よる中 期目標 の制定	③・④ (略)		(略)

		又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯						又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯			
		(2)	(略)	(略)	(略)			(2)	(略)	(略)	(略)
17	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ） ②～⑥（略）	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言	17	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ） ②～⑥（略）	10年	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言

		政策評価 法第10 条第1項 の評価書 の作成そ の他の政 策評価の 実施に関 する重要 な経緯						政策評価 法第10 条第1項 の評価書 の作成そ の他の政 策評価の 実施に関 する重要 な経緯			
18	公共事 業の実 施に関 する事 項	直轄事業 として実 施される 公共事業 の事業計 画の立案 に関する 検討、関係 者との協 議又は調 整及び事 業の施工 その他の	①(略) ②立案の検討に関する審 議会等文書(二十七の項 イ) ③～⑨(略)	事業終 了の日 に係る 特定日 以後5 年又は 事後評 価終了 の日に 係る特 定日以 後10 年のい	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 (略)	18	公共事 業の実 施に関 する事 項	直轄事業 として実 施される 公共事業 の事業計 画の立案 に関する 検討、関係 者との協 議又は調 整及び事 業の施工 その他の	①(略) ②立案の検討に関する審 議会等文書(二十七の項 イ) ③～⑨(略)	事業終 了の日 に係る 特定日 以後5 年又は 事後評 価終了 の日に 係る特 定日以 後10 年のい	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 (略)

		重要な経緯		ずれか長い期間			重要な経緯		ずれか長い期間			
19	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		19	(略)	(略)	(略)		
20	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)	(略)	(略)	(略)		20	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)	(略)		
		(2) 審議会等(1)の項から19の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書(二十九の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	(2) 審議会等(1)の項から19の項までに掲げるものを除く。)			審議会等文書(二十九の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	
21～23 (略)						21～23 (略)						
24	試験に関する事項	試験に関する立案の検討、試験の実施、受験者の管理に関する経緯(1の項)	①立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間 		24	試験に関する事項	試験に関する立案の検討、試験の実施、受験者の管理に関する経緯(1の項)	①立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間

		から23 項までに 掲げるも のを除く)	企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング			から23 項までに 掲げるも のを除く)	企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング				
			②・③(略)	(略)			②~③(略)	(略)			
25	国際会 議に関 する事 項	国際会議 (外国政 府との交 渉を含 む。)に関 する重要 な経緯	①委員長、委員が出席し た国際会議のうち重要な 国際的意思決定が行われ た会議に係る準備、実施、 参加、会議の結果等に関 する文書のうち重要なもの	30年	・発言要領 ・配付資料 ・ <u>議事の記録</u> ・合意文書	25	国際会 議に関 する事 項	国際会議 (外国政 府との交 渉を含 む。)に関 する重要 な経緯	①委員長、委員が出席し た国際会議のうち重要 な国際的意思決定が行 われた会議に係る準備、 実施、参加、会議の結果 等に関する文書のうち 重要なもの	30年	・発言要領 ・配付資料 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・合意文書
			②重要な国際会議等(イ に掲げるものを除く。) に係る準備、実施、参加、 会議の結果等に関する文 書のうち重要なもの	10年	・発言要領 ・配付資料 ・ <u>議事の記録</u> ・合意文書				②重要な国際会議等(イ に掲げるものを除く。) に係る準備、実施、参加、 会議の結果等に関する 文書のうち重要なもの	10年	・発言要領 ・配付資料 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・合意文書
26・27(略)					26・27(略)						
備考					備考						
一 (略)					一 (略)						
二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保 存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。					二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存 期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。						
三~五 (略)					三~五 (略)						